○総務省
経済産業省告示第七号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十六年三月二十日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月十一日

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　セコムパスポート for G-ID
2　特定認証業務を行う者の名称　セコムトラストシステムズ株式会社
3　特定認証業務を行う者の住所　東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

○総務省
経済産業省告示第八号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十六年五月二十七日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月十一日

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　ＴＤＢ電子認証サービスTypeA
2　特定認証業務を行う者の名称　株式会社帝国データバンク
3　特定認証業務を行う者の住所　東京都港区南青山二丁目5番20号
4　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　6B2B　3E03　C6F6　26A6　C18F　0B5D　7970　0ED9　AF4C　3810
5　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　F8B8　CA99　194A　6EF9　5A56　950B　F06F　5D02　57A0　DC54
6　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　0318　186E　0CB3　9732　E398　EC26　3326　EE46　D777　6DCE　8B43　09F0　3E9A　8307　6139　A127
7　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　CEDA　DF19　0F48　0C55　286C　CB21　E255　FB9A　E779　1E2B
8　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　E8E7　1BC2　9BD1　9896　861D　5F41　2E94　68A6　D705　40E5　D8CA　F76B　3034　F738　3564　09D5
9　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　3462　2099　F9C4　CFA2　332F　0AA4　C74A　FD64　2099　B075
10　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　E0C4　D5F6　663C　9F26　6024　4286　1076　4275　042F　A4AE　CAE7　48AB　B164　3D69　30D7　4F75

○法務省告示第二百六十五号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年六月二十八日から効力を生ずる。

平成二十六年六月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

青森県黒石市長
北海道天塩郡天塩町長
北海道天塩郡遠別町長
北海道苫前郡羽幌町長
北海道苫前郡苫前町長
北海道苫前郡初山別村長
北海道増毛郡増毛町長
北海道留萌郡小平町長
北海道足寄郡陸別町長

○外務省告示第百九十号

平成二十六年五月二十八日にプノンペンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億九千五百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側　隈丸優次在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十六年六月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百五十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十四年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

平成二十六年六月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表補助金等の名称の欄中「社会福祉施設等施設整備費補助金　国民年金基金連合会事務費補助金」を「社会福祉施設等施設整備費補助金」に、「沖縄特別振興対策事業費補助金　包摂相談支援事業」を「沖縄特別振興対策事業費補助金」に、「沖縄振興自主戦略交付金　地域経済活性化・雇用創出臨時交付金　福島再生加速化交付金」を「沖縄振興自主戦略交付金」に改める。

○外務省告示第百九十一号

リトアニア共和国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成二十六年二月四日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、平成二十六年六月一日にリトアニア共和国について効力を生じた。

（平成二十六年二月七日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十六年六月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○経済産業省告示第百二十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力が失効したことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充